

(任務)

- 第12条 役員の任務は次の通りとする。
- ・代表 — 本球団を代表する。球団の運営を統括管理し役員の選出権を有する。
 - ・副代表 — 代表を補佐し、代表が欠けたとき代表の任務を代行する。
 - ・会計 — 本球団の会計を行う。
 - ・監事 — 本球団の会計を監査する。
 - ・監督 — 担当チームの総合指導を行い、チームの統括管理をする。
 - ・コーチ — 監督の補佐及び技術指導を主たる任務とし、監督不在の場合 監督の任務を代行する。
 - ・運営委員 — 運営, 指導における上記以外の任務を担当する。

(選出)

- 第13条 代表は第17条で定める本部会議にて出席者の3分の2以上の承認により選出される。
- 第14条 他の本部役員は代表が選出し本部会議にて出席者の過半数以上の承認により選任される。

(任期)

- 第15条 本部役員の任期は1年とする。但し、留任あるいは任期中での交代は妨げない

(解任)

- 第16条 本部役員の解任は、本部役員の過半数の賛同を以って決定できるものとする。

<第5章・ 機 関>

- 第17条 本球団運営のため本部会議を置く。
- 第18条 本部会議は第11条に定める本部役員と保護者代表(1名)により構成さる。
- 第19条 本部会議は本球団の最高決定機関と位置付けると共に本球団運営の全てを統括する。
- 第20条 本部会議は第19条に定める構成員の3分の2以上の出席を持って成立する。但し、出席は委任状を以って替えることができるものとする。
- 第21条 本部会議の議長は本部役員の中から選出する。
- 第22条 本部会議における決議は出席者の過半数の賛同を以って成立する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。但し第13条は除く。
- 第23条 本部会議は原則として年4回程度開催し、年初に年間活動計画を策定する。尚必要に応じて代表は臨時本部会議を招集することができる。

<第6章・ 資産および会計>

- 第24条 本球団の資産は次に掲げるものをもって構成する。
1. 部費 2. 寄付金 3. その他

(部費)

- 第25条 部費は団員より本部会議にて決定された金額を徴収する。金額は本部会議の承認をもって変更できるものとする。又、本部会議にて必要と認めた場合、保護者の承認をもって別途、特別部費を徴収することができる。

(会計)

- 第26条 会計は監事による会計監査を受け本部会議において会計報告を行い本部会議の承認を受けなければならない。
- 第27条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第28条 本球団の会計規約は別途定める。
- (会計監査)
- 第29条 監事は年1回以上必要な時に会計監査を行い本部会議にて監査の結果を報告する。